

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の 平成21年度の業務実績の評価結果

平成22年8月11日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成21年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人産業安全研究所と独立行政法人産業医学総合研究所を統合し、平成18年4月に発足した研究所である。今年度の研究所の業務実績の評価は、発足にあわせ厚生労働大臣が定めた中期目標（平成18年度～22年度）の第4年度目における達成度について行うものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成20年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会決定。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成20年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成21年12月9日同委員会決定）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成21年度業務実績全般の評価

2つの研究所の統合から第4年度目となる平成21年度は、交代した理事長のリーダーシップの下、統合メリットを一層発揮しつつ業務運営の効率化と研究活動の効果的实施を図るべく、積極的な取組が推進され、その成果が認められるところである。

業務運営の改善については、内部統制の確立、情報伝達の円滑化を目的として、諸会議の見直しや情報管理の一元化、研究職員の業績評価システムの統合など研究管理の一元化等の取組が進められている。また、総務部門業務の清瀬地区への一元化や契約の見直し、省エネ対策、購入外国誌の見直し等の経費節減が進められており、その成果として、一般管理費及び業務経費、人件費については、いずれも中期目標期間の数値目標を上回るペースで削減されていることを評価する。さらに、競争的資金等の外部資金の獲得や施設貸与等の自己収入の確保にも努めている。

研究活動の効果的实施については、第一に、労働安全衛生分野における行政ミッション型研究所として、労働現場のニーズ、行政ニーズの把握と業務への積極的な反映に努めており、特に、労働安全衛生重点研究推進協議会運営の取組において、新たに労働安全衛生分野における重点3研究領域32優先課題（案）を取りまとめたことを評価する。

その上で、プロジェクト研究等については、社会的ニーズに対応しつつ研究資源を重点的に投入して展開しており、高い研究成果を挙げていると評価する。ただし、今後、統合による学際的な研究の推進に一層積極的に取り組む必要が

ある。

研究成果の社会への還元についても、研究で得られた科学的知見を活用し、ISOやJIS等国内外の基準制定等に関する委員会に職員を派遣し、また、行政からの要請等により法令等の制定、改定等の基礎資料の提供を行うなど、行政ミッション型研究所としての貢献は高く評価できる。さらに、インターネット等を通じた情報発信にも努めており、研究所ホームページにおける「研究業績・成果」等の掲載に対して、アクセス件数が目標を大きく上回るなど、実績については高く評価できる。このほか、安全衛生技術講演会、研究所の一般公開等様々な取組により、研究成果の積極的な普及に努めている。

労働災害の原因の調査等については、研究所でしかできない社会的意義の高い事業であるが、これを迅速・的確に実施しており、依頼元である労働基準監督署、警察署等からも高い評価を受けている。その実績及び貢献については特に高く評価する。

さらに、労働安全衛生分野の国内外の研究協力の促進および若手研究者の育成については、大学等へ客員教授、非常勤講師等として多くの職員を派遣して教育支援を行うとともに、国内外から多数の若手研究者等を受入れて研究指導を行うなど、その貢献を高く評価する。国内外の大学、企業等との共同研究も目標を上回り実施している。

これらを踏まえると、平成21年度の業務実績については、業務運営の効率化を行いながら、研究活動の充実を図るとともに災害調査等にも的確に対応するなど、大きく社会的貢献を果たしており、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で実施したものと評価できる。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する事項について

① 効率的な業務運営体制の確立

理事長交代後の新たな体制において、内部統制の確立、情報伝達の円滑化を目的として、諸会議の見直しやグループウェアの統合、研究職員の業績評価システムの統合をはじめとした研究管理の一元化等の取組が着実に進行している。さらに、総務部門の人事、会計業務の清瀬地区への一元化等により平成22年度から4人の人員削減が決定されるなど、業務運営の効率化において成果を上げていることを評価する。

② 内部進行管理の充実

業務の進行管理については、研究所の研究管理システムに基づき、定期的

なモニタリング、役員会議への報告等適正に機能しているほか、清瀬・登戸地区における評価ウェイトの統一により公正な研究評価を行い、その結果を人事等に反映するなど、その充実が図られている。

③ 業務運営の効率化に伴う経費節減

外部委員を含む契約監視委員会の開催による「随意契約等見直し計画」の策定等による随意契約の減少、一者応札の見直し、省エネ対策による光熱水料の節減、図書館相互貸借サービスへの加入による購入外国誌の見直しなどにより経費節減を行い、それぞれ実績を挙げていることを評価する。

本年度、一般管理費、業務経費については、中期目標期間の数値目標（△15%、△5%）に対して△37.7%、△18.2%、人件費についても、同数値目標（△5%）に対して△11.3%となっており、目標を上回るペースで削減されている。

また、科研費等競争的資金、民間からの受託研究の獲得、その他施設貸与等自己収入の確保に努めていることを特に評価する。

④ 効率的な研究施設・設備の利用

研究施設・設備の効率的な利用については、外部専門家による省エネ診断の実施等により光熱水費の大幅な削減を実現しており、また、他研究機関等との研究施設・設備の共同利用の促進、有償貸与に積極的に取り組んでいることを評価する。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

① 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映

労働安全衛生重点研究推進協議会運営の取組において、新たに労働安全衛生分野における重点3研究領域32優先課題（案）を取りまとめたことを評価する。このほか、シンポジウム、研究交流会、業界団体との意見交換会の開催、学会参加、各種委員会への参画等により労働現場のニーズの把握に努めるとともに、厚生労働省から4課題の調査研究等の受託、要請による11課題の行政支援研究を実施する等、行政ニーズの把握と業務への反映において成果が認められる。

② プロジェクト研究、基盤的研究の実施

プロジェクト研究12課題、政府長期戦略指針・イノベーション25に基づく研究4課題、WHOのG O H N E T (Global Occupational Health Network) 研究3課題について、行政ニーズ及び社会的ニーズによく対応して展開しており、また、これに重点的に研究資金及び研究要員を投入し、それぞれ高い研究成果を挙げていることを評価する。

基盤的研究については、プロジェクト研究への重点化を図るため、課題数

を絞りつつ着実に進めており、成果も認められる。

なお、基盤的研究の位置付けについて、将来に向けての創造的、萌芽的研究としての戦略的バランスが示されることを期待する。

③ 学際的な研究の実施

労働安全と労働衛生との両知見を活用したプロジェクト研究、厚生労働科学研究費採択研究を着実に実施しているが、今後、統合による学際的な研究推進に一層積極的に取り組む必要がある。

④ 研究項目の重点化

プロジェクト研究への重点化を図るため、基盤的研究の課題数について中期計画を上回る削減を達成している。

なお、研究の重点化に当たり、将来的に必要となる研究まで削減してしまうことのないよう、ニーズ等の十分な検討が必要である。

⑤ 研究評価の実施

研究課題の事前、中間及び事後評価については、全研究課題について内部評価を行うとともに、プロジェクト研究、イノベーション25研究及びG O H N E T研究については外部専門家による評価を行い、評価結果は研究計画の見直し、予算配分、人事、表彰等に反映しており、取組は妥当であると評価する。

⑥ 研究成果の積極的な普及・活用

調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、I S OやJ I S等国内外の基準制定等に関する委員会に職員を派遣し、また、行政からの要請等により法令等の制定、改定等の基礎資料の提供を行うなど、政策ミッション型研究所としての貢献は高く評価できる。

論文発表数については、従来から高い水準であったが、中期目標を上回りさらに大きく前進させており、高く評価できる。ただし、原著論文及び原著論文に準ずる学会発表の出版物の減少が見られることから、質の確保についても努める必要がある。

インターネット等を通じた情報の提供については、研究所ホームページのデザインを改善するなど積極的な情報発信に努めた結果、「研究業績・成果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」の掲載に対して、アクセス件数が目標を大きく上回るなど、その実績については高く評価できる。

このほか、安全衛生技術講演会、研究所の一般公開等様々な取組により、研究成果の積極的な普及に努めている。なお、安全衛生技術講演会への参加者に対するアンケート結果が目標を下回っており、今後、テーマ設定等の改善に取り組む必要がある。

また、研究成果の活用については、特許権の取得促進のため、担当職員を配置するとともに特許権取得を研究評価内容に位置付け、さらに、特許権の

活用促進のため、研究所ホームページに概要掲載を行うなど、知的財産の活用に向けた積極的な姿勢を評価する。

⑦ 労働災害の原因の調査等の実施

労働災害の原因の調査等については、災害調査19件、刑事訴訟法に基づく鑑定等18件、労災保険給付に係る鑑別・鑑定等17件を迅速・的確に実施しており、また、その報告についても依頼元である労働基準監督署、警察署等からも高い評価を受けている。本研究所でしかできない事業であり、その実績及び貢献について特に高く評価するとともに、これら社会的意義についてさらなるPRを期待する。

また、労働者死傷病報告のデータベース化など、災害発生状況等の分析にも貢献している。

⑧ 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進

労働安全衛生重点研究推進協議会において、我が国における今後の労働安全衛生研究の指針となる安全衛生重点研究領域・優先研究課題の策定を行っているほか、シンポジウムの開催、国際学術誌及び和文学術誌の発行等、労働安全衛生分野の研究の振興に貢献している。特に、国際学術誌「Industrial Health」については、中期目標を上回る年6回の発行を行うとともに、インパクトファクターが大幅に向上するなど、その成果について高く評価する。

また、労働安全衛生分野の若手研究者の育成については、連携大学院協定に基づく7大学のほか24の大学等へ客員教授、非常勤講師等を派遣して教育支援を行っており、さらに、国内外から53名の若手研究者、実習生等を受入れて研究指導を行うなど、その貢献を高く評価する。

国内外の大学、企業等との研究協力の推進については、共同研究の比率、研究員の派遣・受入数が目標を大きく上回り増加しており、その実績は評価できる。

ただし、今後、研究所としての研究展開の将来ビジョンに対応した戦略的な研究協力のあり方について検討することが重要である。

⑨ 公正で的確な業務の運営

公正で的確な研究業務の運営については、情報セキュリティポリシーおよび同管理規程を策定し、情報管理対策の強化を図ったほか、外部有識者を含む研究倫理審査委員会により研究倫理について厳正な審査を行っているなど、中期目標に沿って適切に推進されている。

(3) 財務内容の改善に関する事項について

① 運営費交付金以外の収入の確保

競争的研究資金、受託研究等の獲得に組織的に取り組んだ結果、目標を上回る実績を挙げたことは高く評価する。

また、貸与可能研究施設・設備リスト及び貸与料算定基準を見直すなど、研究施設の有償貸与をはじめとした自己収入の確保に努めている。

② 予算、収支計画及び資金計画

一般競争入札を徹底するとともに、研究設備・機器の購入等に係る仕様書の見直しや入札公告の周知を図り、一者応札の割合を大幅に削減するなど、経費節減に努めた結果、前出のように中期目標期間中の数値目標を上回る実績を挙げており、高く評価する。

(4) その他業務運営に関する事項について

① 人事に関する計画

研究者人材データベース等への登録、幅広い公募掲載等により採用活動を早期に開始するなど、多くの応募者から資質の高い人材の採用に努めていることを評価する。

また、研究職員の昇任、昇格、昇級について、適正な業績評価基準を基に、所属部長、領域長、役員との3段階による公平かつ適正な評価を基に実施しており、結果については表彰、人事管理にも反映している。

② 施設・設備に関する計画

施設・設備の改修は計画どおりに実施されており、中期計画に沿った適切な実績といえる。

(5) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

一般勘定の当期総利益15百万円は、受託研究収入の執行残や講師・委員会謝金等の収入によるものである。これらの自己収入はいずれも前期を上回る実績となっておりその努力は評価に値する。

② 保有資産の管理・運用等について

研究所は、前身である産業安全研究所及び産業医学総合研究所が平成13年に独立行政法人化した際に国等から事業に必要な資産だけを承継して事業を開始しており、現時点では不要な保有資産はないものと判断する。

③ 組織体制・人件費管理について

総人件費削減の状況については、中期目標期間中の数値目標(△5%)に対して△11.3%となっており、目標を上回るペースで削減されている。

ラスパイレス指数については、事務・技術職員、研究職員ともに昨年を上回る水準(103.0、93.6)となっている。研究所は、国の給与制度に準拠した給与制度としているが、事務・技術職員のラスパイレス指数については厚生労働省からの出向者によって左右されることから、事務職員の人

事異動の際に年齢及び給与を勘案した配置について国に要請するなどにより、ラスパイレス指数が100を下回るよう取り組む方針を明確にしているため、その成果について注視していく必要がある。

④ 事業費の冗費の点検について

外部委員を含む契約監視委員会の開催による随意契約等見直し計画の策定等による随意契約の減少、一般競争入札の徹底、研究設備・機器の購入に係る仕様書の見直し等による一者応札の大幅な削減、外部専門家による省エネ診断の実施等による省エネ対策の推進、図書館相互貸借サービスへの加入による購入外国誌の見直しなどにより経費節減を行っていることを評価する。

⑤ 契約について

契約改革については顕著な取組がみられる。随意契約はガス、水道等に限られ、ほぼすべての契約が一般競争入札となっている。一者応札の件数や金額も、研究所の原因分析等の努力により減少傾向にある。今後も企画競争、公募も含め真に競争性のある調達を行う努力を継続する必要がある。

⑥ 内部統制について

理事長交代後の新たな体制において、内部統制の確立、情報伝達の円滑化を目的として、諸会議の見直しやグループウェアの統合、研究職員の業績評価システムの統合をはじめとした研究管理の一元化等の取組が着実に進行している。

また、情報セキュリティポリシー及び同管理規程を策定し、情報管理対策の強化を図ったほか、外部有識者を含む研究倫理審査委員会により研究倫理について厳正な審査が行われている。

なお、資産を例に挙げると検収の都度資産台帳に計上する仕組みとなっており、期末に実査により資産の実在性を確認している。さらに、主な研究設備・機器について稼働率を把握し、資産の有効活用に努めている。一方、研究費の使用についても所属長及び研究企画調整部長（登戸地区においては同部首席研究員）のチェックを経ることにより適正性を確保している。

今後も理事長のトップマネジメントとともに監事機能との連携強化等に努め、適切な内部統制を確保していく必要がある。

⑦ 事務事業の見直し等について

国民の意見等を反映した業務改善の取組としては、研究所ホームページに「国民の皆様の声募集」バナーを、研究所内に「業務改善提案箱」を新たに設置し、広く意見等を受け付ける体制を整備した。研究所が開催する講演会、一般公開等においても参加者に対するアンケート調査を実施している。

研究の実施においても、行政ニーズ及び社会的ニーズによく対応してプロジェクト研究等を展開しており、また、これに重点的に研究資金及び研究要員を投入している。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成22年7月8日から8月6日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ、研究所あての国民からの意見は寄せられなかった。このため、研究所の評価に当たっては、研究所からの提出資料、ヒアリング結果等を基に実施した。